

OIST 命名権寄附ガイドライン

理事長決定

2021 年 11 月 15 日

2026 年 10 月 15 日改正

1. 適用範囲

本学の施設、財産及び学術事業（すなわち、知識の創出、普及及び移転のために本学が行う活動）に名称を付与することは、本学に多大な貢献をした個人又は組織に敬意を表し、又はその功績を顕彰する機会となります。このような貢献は、通常、卓越した専門的貢献又は本学への慈善的支援によって行われます。本ガイドラインは、本学に対して直接、又は OIST 財団若しくは日本私立学校振興・共済事業団等の中間機関を通じて行われる寄附を顕彰するための命名に関する一般的な取扱いを定めるものであり、「寄附受入取扱規程」を補完するものです。

2. 前提条件

寄附に対する顕彰としての命名は、本学の理念及び価値観を共有し、本学のミッション及びビジョンへの支援を得るために寄附者及び一般の人々との関係を構築するという観点から、企画及び実施されるものとします。承認される名称は、本学の価値観及び倫理に合致するものでなければなりません。命名の対象は、寄附者及び社会の参画を目的として設けられるものであり、商業活動として位置づけるものではありません。付与する名称は、本学がその機能を十分かつ公平に遂行する能力を制限し、又は制限するように見える条件を課し、若しくはそのような条件を示唆するものであってはなりません。

3. 施設及び財産の命名

3.1. 寄附額の基準

施設や財産には、本学に対して「大口寄附」を行った個人又は組織にちなんだ名称を付与することができます。この場合における「大口寄附」とは、各命名の対象の評価額（3.3.「評価」参照）を踏まえ、想定される寄附者の範囲、本学の戦略的優先事項その他個別の要因を考慮し、事案ごとに判断するものとします。命名による寄附者の顕彰は、寄附額の水準及び当該施設又は財産の特性に応じて行うものとします。また、命名の対象ごとに最低寄附額を設定し、下記に定める承認権限者の承認を得るものとします。

3.2. 権限及び協議

a) 寄附額が 100 万円以上の場合：

命名の提案は、副学長（アドバンスメント担当）が、施設管理ディビジョン、広報ディビジョンその他当該命名により影響を受ける関係ディビジョン又はユニットと適切に協議した上で、理事長に提出するものとします。命名には、理事長による承認が必要となります。

b) 寄附額が 100 万円未満の場合：

命名の提案は、副学長（アドバンスメント担当）が、当該命名により影響を受ける関係ディビジョン又はユニットに提出するものとします。命名には、当該ディビジョン又はユニットの承認が必要となります。本

学のブランドに関わる場合には、広報ディビジョンと協議しなければなりません。例えば、アリの標本に名称を付す場合は、当該標本を所有する研究ユニットの長の承認を要します。また、キャンパス内の樹木に名称を付す場合は、広報ディビジョンと協議の上、施設管理担当副学長の承認を要します。

3.3. 評価

各命名の対象は、それぞれの特性に基づいて評価するものとしませんが、その評価額は、可能な限り、ベンチマーク及び業界標準を参照し算定することを原則とします。例えば、教育振興支援審議会（CASE）の調査では、施設命名に係る寄附額の基準として、新設施設については建設費の 50%、既存施設については再調達費用の 30%を基準とすることが、業界におけるベストプラクティスであるとされています。全ての命名の対象について、評価方法を命名提案と併せて提示し、3.2 に規定する各承認権限者の承認を得るものとします。

3.4. 命名の期間

命名の期間は、寄附契約書に別段の定めがある場合を除き、当該施設又は財産の耐用年数とします。耐用年数は、命名提案書において定めるものとし、その決定に当たっては、学術部門の責任者、財務管理、建物・施設管理、研究部門その他の関連部署の関係者と協議するものとします。命名された施設又は財産の耐用年数は、時間の経過に伴い変更される場合があります。これに伴い、名称の変更又は取消しが必要となる場合があります。このような場合には、本学は、可能な限り顕彰した寄附者と協議の上、当初の寄附の趣旨に最も近い適切な顕彰方法を決定します。

命名された施設又は財産が、災害、不可抗力その他本学の責めによらない事由により損壊し、再建又は更新された場合には、当該施設又は財産に係る命名権の期間は終了するものとします。

3.5. 命名の取消し

以下のいずれかの事由が生じた場合には、命名の取消し又は変更を検討することがあります。

- a) 資産にその名称を付された個人又は組織の社会的信用が失墜した場合
- b) 資産にその名称を付された個人又は組織から、名称の取消し又は変更の申し出があった場合（家族又は組織の解散等による場合を含みます。）
- c) 寄附の誓約が履行されず、及び／又は償却された場合

命名に係る寄附契約の締結後に生じた事象により、評判上のリスクを理由として命名の取消しを検討する必要がある場合には、本学は、寄附金の残金があるときは、当該寄附金を本学の使命に合致する分野に充当した上で、当該名称を取消す権利を有します。この権利を行使するか否かの決定は、理事長が行うものとします。評判上のリスクが高いと判断される場合には、理事長は、その決定に先立ち、評議員会に諮問し、理事会の承認を得ることができます。

3.6. デュー・ディリジェンス

商業的影響又は利益相反の疑念を避けるため、企業又は企業財団の名称を含む命名権寄附を受け入れる前に、追加のデュー・ディリジェンスを実施するものとします。デュー・ディリジェンスの結果により生じた問題については、「寄附受入規程」に定めるところにより、寄附審査委員会に付議し、解決を図るものとします。

3.7. 顕彰表示

副学長（アドバンスメント担当）は、施設管理ディビジョン及び広報ディビジョンと連携し、寄附者及び関係者と協力して、寄附に対する顕彰として命名された全ての施設及び財産に係る顕彰表示の作成を統括するものとします。

顕彰表示には、寄附者銘版、部屋又は空間の銘板、肖像又はその他の種類の表示が含まれます。

寄附者を顕彰する表示は、原則として、本学が命名に係る寄附金の50%以上を受領し、かつ、残額が両者間で合意された予定に従って受領されることが見込まれる場合を除き、公に掲示しないものとします。

4. 学術事業の命名

4.1. 学術事業

このガイドラインにおける「学術事業」とは、本学が知識の創出、普及、移転のために行う全ての活動をいいます。これには、教育及び研究という従来の活動に加え、知識交流を通じて経済的、社会的及び文化的な価値を創出することを目的として本学が企業、行政機関、非営利団体その他の組織並びに本学の内外のコミュニティと連携して行う取り組みを含みます。

学術事業の対象には、プログラム、学校、センター、チェア及び教授職等の学術職、教員研究費、奨学金及びフェローシップ、授業及び講義、学術事業を支える事務機能、表彰・メダル・賞並びに公益促進のための、起業家的な学術研究機関としての本学の発展を支えるその他の事業を含みます。

4.2. 権限及び協議

a) 寄附講座・寄附研究部門・チェアシップ：

定義及び要件については、「沖縄科学技術大学院大学における寄附講座、寄附研究部門及びチェアシップに関する規程」に定めるところによります。寄附講座、寄附研究部門及びチェアシップの命名は、寄附審査委員会と協議の上、理事長の承認を得なければなりません。

b) プログラム、スクール、センターその他の学術組織：

プログラム、スクール、センターその他の学術組織の命名は、寄附額にかかわらず、理事長の承認を得なければなりません。理事長は、必要に応じて協議のための個別委員会を設置することができます。

c) 奨学金及びフェローシップ：

奨学金及びフェローシップ基金の命名は、プロボストと協議の上、理事長の承認を得なければなりません。奨学金及びフェローシップの受給者の選考は、寄附契約書又はこれに準ずる文書に示された寄附者の意向に従って行わなければなりません。寄附者は、選考過程に参加することはできません。

d) 事務部門及び職位：

事務部門及び職位の命名は、当該事務部門の長と協議の上、理事長の承認を得なければなりません。

e) 表彰、メダル及び賞：

表彰、メダル及び賞の命名は、理事長が承認するものとします。表彰、メダル又は賞の受賞者の選考は、寄附契約書又はこれに準ずる文書に示された寄附者の意向に従って行われなければなりません。寄附者は、選考過程に参加することはできません。

f) その他の命名の対象：

このガイドラインに定めのない命名の対象については、寄附額にかかわらず、当該対象に応じた適切な関係者（理事長、プロボスト、副学長等）の承認を得なければなりません。適切な関係者が明らかでない場合は、寄附審査委員会に諮るものとします。

4.3. エンダウメントファンドと非エンダウメントファンド

本学において寄附により設立されるファンドには、エンダウメントファンドと非エンダウメントファンドがあります。エンダウメントファンドは、本学の特定のニーズを恒久的に支援するために設立されます。本学は、エンダウメントファンドの元本を運用して得られる運用収益を、寄附者が指定した活動を支援するために使用します。

非エンダウメントファンドは、寄附された元本を全額使用します。いずれのファンドについても命名することができます。エンダウメントファンドの名称は、当該ファンドが恒久的に運用されることを前提として、恒久的に使用することを原則とします。非エンダウメントファンドの名称は、当該ファンドが存続する期間に限り使用するものとし、元本が寄附者の意思に従って全て使用された時点で終了します。

4.4. 命名に係る寄附額の評価

学術事業の構成要素を命名の対象とする場合の寄附額は、個別事案ごとに評価するものとします。評価に当たっては、当該学術事業を維持・運営するために要すると見込まれる費用の全部又は一部、ブランド認知度、知的財産、人材及び信用等の無形資産並びに慈善活動分野における一般的な慣行その他の要素を考慮することができます。評価に当たっては、ベンチマーク調査を行うとともに、適切な関係者との協議が必要となります。全ての命名の対象について、評価方法及び最低寄附額を命名提案と併せて提示し、4.2 に定める各承認権限者の承認を得るものとします。

4.5. スチュワードシップ

副学長（アドバンスメント担当）は、「寄附受入取扱規程」に定める通常の寄附受領確認、顕彰及びスチュワードシップに加え、命名権寄附を行った寄附者に対し、基金残高及び活動概要に関する年次報告を行うものとします。

4.6. 命名の取消し

学術事業の構成要素に関連する命名の取り消しについては、3.5.「命名の取消し」に定める原則を準用します。

5. ガイドラインの改正

このガイドラインの改正は、副学長（アドバンスメント担当）と協議の上、理事長の承認を得て行うものとします。